「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則案」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行規 則案」に対して提出された御意見及び総務省の考え方

提出された御意見	総務省の考え方	御意見を踏まえた案 の修正の有無
(全文)	御意見として承ります。	無
不適切な支出が確認された独立行政法人等には厳格	なお、本規則案は行政機関の保有する個人情報の保護	
に対処するべきだと思います。無実の人の情報は保護	に関する法律施行令(平成 15 年政令第 548 号)及び独	
し不適切な支出に関わった者は保護する必要は無い	立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	
と思います。 【個人】	施行令(平成 15 年政令第 549 号)の規定に基づき、個	
	人識別符号及び要配慮個人情報の定義の一部を定める	
	ものです。	
(要旨)	本規則案に対する具体的な御意見の趣旨は明らかでは	無
「政策の提案」として以下の提案が寄せられた。	ありませんが、本規則案は行政機関の保有する個人情	
第1章 社会構造が古い為に新しく向上できる概略	報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 548 号)	
内容の案	及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関す	
第2章 教育内容の改正による具体案	る法律施行令(平成 15 年政令第 549 号)の規定に基づ	
第3章 女性社会進出内容の改正による具体案	き、個人識別符号及び要配慮個人情報の定義の一部を	
第4章 外国人の移民及び難民の改正による具体案	定めるものです。	
第5章 生活水準の基準値詳細案 【個人】		

〇提出意見数: 2件(提出意見数は、意見提出者数としています。)